

(別表 3)

持続可能な畜産経営推進事業「家畜運搬体制整備支援メニュー」

1 事業実施主体（対象事業者）

運搬車両を所有している畜産経営体、または畜産経営体もしくは畜産経営体が所属する団体と家畜運搬契約を結んでいる運搬業者

2 補助対象

(1) 取組内容

本取組においては、松本食肉施設の閉鎖により出荷先が変更になった家畜の運搬に必要となる車両の整備を実施できるものとする。

(2) 対象経費

費目	内容	留意事項
車両導入費	家畜運搬用の車両	経営規模に応じた車両の選定とする。車両の導入により現在より運搬経費が削減できるものとする。
改修費	家畜運搬用車両の暑熱対策等輸送環境改善に係る改修費用	既存車両等の単なる機能回復は対象外。

3 補助率

1 対象事業者あたり

補助対象経費の2分の1以内

4 補助額

上限 2,000 万円